

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進カーシェア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）に基づき、村が交付金を充当して導入したEV自動車（以下「カーシェア公用車」という。）を貸し出すカーシェア事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出及び返却場所)

第2条 カーシェア公用車の貸出返却は、生坂村役場敷地内において行うものとする。

(貸出日時等)

第3条 カーシェア公用車の貸出日時等は次に定めるとおりとする。

(1) 貸出日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、1月1日を除く。）のうち、カーシェア公用車を公務に使用しない日とする。ただし、12月29日から翌年の1月3日まで及びその前後の日曜日、土曜日を除く。

(2) 貸出時間 前号に規定する貸出日の午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に認める場合、連続する貸出日に貸し出しをすることができる。その場合の貸出時間は前項第2号の規定にかかわらず、貸出初日の午前9時から貸出終日の午後4時までとする。

(利用対象者)

第4条 カーシェア公用車を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第5条に規定する生坂村カーシェア公用車利用者登録申請書の提出日及び利用日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により生坂村に住民基本台帳に記録されている者で、普通自動車の運転免許証を有していること、かつ、村税等の滞納がないこと。

(2) 他車運転特約が付帯されている自動車保険に加入していること。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条から第105条までの規定により免許の効力の停止処分を受けた場合において、当該処分の期間が満了していること。ただし、道路交通法第108条の2第1項第3号の講習を修了したことにより短縮された期間を除く。

(4) 生坂村暴力団排除条例（平成24年生坂村条例第8号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員ではないこと。

(5) 営利行為、政治活動及び宗教活動等に利用しないこと。

(利用者登録)

第5条 カーシェア公用車を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、生坂

村カーシェア公用車利用者登録申請書（様式第 1 号。以下この条において「登録申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を付して、カーシェア公用車を利用しようとする日（以下「利用予定日」という。）の 10 日前までに、村長に提出しなければならない。

（１）利用者の運転免許証の表裏の写し

（２）利用者が他車運転特約の自動車保険に加入していることを判断するに足りる保険証券等の写し

２ 村長は、前項の規定による登録申請書の提出があったときは、速やかに申請の内容を審査し、登録の可否を決定し、生坂村カーシェア公用車利用者登録（不登録）通知書（様式第 2 号。以下「登録通知書」という。）により申請者に交付するものとする。

３ 村長は、申請者が第 1 項第 2 号に規定する書類を提出できないときは、申請者が利用予定日に利用承認されたカーシェア公用車を対象とした、対人及び対物賠償保険並びに車両補償保険に加入していることを判断するに足りる保険証券等の写しを、利用予定日に提出することを認めることができる。

（利用予約等）

第 6 条 前条の規定により登録を受けた者（以下「利用者」という。）が、カーシェア公用車を利用しようとするときは、次の各号に掲げる事項を告げて、利用予定日を予約しなければならない。なお、1 台に利用者が複数人利用予定されている場合も、第 1 号から第 4 号までのそのすべてについて同じとする。

（１）登録通知書に記載されている登録番号

（２）住所

（３）氏名

（４）連絡先

（５）利用予定日

２ 利用者は、利用の終了後、直ちに生坂村カーシェア公用車利用報告書（様式第 3 号。次条において「利用報告書」という。）を村長に提出しなければならない。

（利用の前後）

第 7 条 利用者は、利用する前に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

（１）利用報告書等を受理すること。

（２）職員立会いのもと使用前バッテリー残量の確認を行なうこと。

（３）前条に規定する利用予約の際に、指示された書類の提示若しくは提出を行うこと。

２ 利用者は、利用の終了後、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

（１）車内を清掃し、定められた場所に駐車すること。

（２）職員立会いのもと、バッテリー残量の確認を行い、利用報告書を提出しなければならない。

(利用負担)

第8条 カーシェア公用車の利用に係る費用は無料とする。ただし、使用中及び使用後の充電に係る費用は、利用者の負担とする。

- 2 利用者は、使用後の充電量に1kWh当たり20円を乗じて得た額を負担するものとし、別に定める方法により村に納入しなければならない。

(利用者登録又は利用予約の取消し)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録又は利用予約を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用したとき。

(3) 故障、事故等によりカーシェア公用車の利用ができなくなったとき。

(4) 公用の用に供するため、カーシェア公用車を使用する必要性が生じたとき。

(5) その他村長が抹消、又は取消しが必要と認めたとき。

- 2 前項の規定により、利用者登録の取消しを行った場合は、速やかに申請者に生坂村カーシェア公用車利用者登録抹消通知書(様式第4号)により通知しなければならない。なお、時間の猶予がない場合は、口頭によることができる。ただし、利用予約の取消しについては、口頭によるものとする。

- 3 第1項第1号、第2号及び第5号の規定により登録の抹消を受けた者は、登録抹消の通知をした日から180日経過するまで、新たに登録の申請をすることはできない。

- 4 第1項による取消しに伴う利用者の全ての費用について、村では一切負担しない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) カーシェア公用車を第5条第2項の規定による、利用者登録の交付を受けた者以外の者に運転させないこと。ただし、緊急その他やむを得ないときは、この限りではない。

(2) 事故が発生した場合は、法令に定められた措置を講じるとともに、生坂村カーシェア公用車事故届出書(様式第5号)により村長に届け出なければならない。

(3) カーシェア公用車を毀損、又は亡失した場合は、生坂村カーシェア公用車毀損等届出書(様式第6号)より村長に届け出なければならない。

(4) 前各号に定めるもののほか、村長の指示に従うこと。

(損害賠償)

第11条 カーシェア公用車を利用するための往復途上で生じた利用者の損害については、村はその責めを負わない。

- 2 利用者は、自己の責めに帰すべき理由によりカーシェア公用車を毀損又は亡失したときは、村にその損害を賠償しなければならない。

(協力等)

第 12 条 村長は、利用者に対し次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 発電量や二酸化炭素削減量等に関する事項
 - (2) 村が行うゼロカーボン推進施策に関する事項
 - (3) 国等からの各種データ収集に関する事項
 - (4) その他村長が必要とする事項
- (補則)

第 13 条 カーシェア事業の実施に関する庶務は、総務課が行う。

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。